

最低賃金の引上げに伴う

中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

目 次

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 全体的な相談窓口 | 2. 新たな資金が必要になった場合の支援 |
| 3. 雇用に関する支援 | 4. 企業全体の生産性向上に対する支援 |
| 5. 賃上げ企業に対する優遇措置・優先的採択事業 | 6. 経営する際のノウハウを手に入れたい |



平成28年7月

厚生労働省・中小企業庁

「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

紹介マニュアル」ご利用に当たり

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

平成27年度においては、全国加重平均で18円の引上げとなる改定が行われ、11月までに全ての都道府県において地域別最低賃金額が発効しました。（詳しくは、

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.htmlを参照）。

本マニュアルは、最低賃金の引上げに向けた企業の取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものであり、各相談窓口の連携を強化すべく本マニュアルを改訂いたしました。

本マニュアルが、中小企業・小規模事業者の方々から寄せられる御相談等の迅速な解決の一助となることを祈念しております。

【注意点】

1. 掲載されている内容は、各施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合がありますので、ご注意ください。
3. 本書は、平成28年4月現在で編集しています。

今後とも、より一層皆様にとって使いやすいマニュアルの作成に努めてまいりますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記まで御連絡ください。

本マニュアルは、中小企業庁・厚生労働省のホームページにおいて、ダウンロードすることができます。

中小企業庁事業環境部企画課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/>

電話 : 03-3501-1765

厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

URL : <http://www.mhlw.go.jp/>

電話 : 03-3502-6757

【目次】

最低賃金制度の概要	P5
------------------------	----

1. 全体的な相談窓口

- (1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』.....P6
最低賃金総合相談支援センター(ワンストップ相談窓口)
経営改善に取り組む中小企業の経営や労務管理に関する相談等について、ワンストップで対応します。
- (2)『最低賃金引上げのための生産性向上や資金繰りへの支援を聞きたい』.....P11
特別相談窓口の設置・既往債務の返済条件緩和等の対応
生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援に万全を期してまいります。
- (3)『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』.....P12
下請かけこみ寺(相談窓口・紛争解決)
中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施していきます。
- (4)『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』.....P14
支援ポータルサイト「ミラサポ」
中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を開設し、国や公的機関の支援情報・支援施策を、わかりやすく提供します。また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場についても提供致しています。

2. 新たな資金が必要になった場合の支援

- (1)『一時的に業績が悪化しているので融資をうけたい』.....P15
セーフティネット貸付制度
社会的、経済的環境の変化等外的要件により、一時的に業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者に対して融資を行います。
- (2)『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』.....P17
小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証・低金利で融資します。

3. 雇用に関する支援

- (1)『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組むための支援策を知りたい』.....P19
キャリアアップ助成金
有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して、包括的に助成します。
- (2)『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』.....P24
建設労働者確保育成助成金
建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用

の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

(3)『高年齢者の雇用環境の整備を実施した際の支援策を知りたい』……………P29
高年齢者雇用安定助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や労働移動の受入を行う事業主に対して、助成を行います。

(4)『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』……………P35
職場定着支援助成金

中小企業事業主が、雇用管理制度の導入等を行う場合に、助成金を支給致します。

(5)『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』……………P38
地域雇用開発奨励金

雇用情勢の特に厳しい地域等において、事業所の設置・整備や創業に伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成するものであり、地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

4. 企業全体の生産性向上に対する支援

(1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』……………P41
業務改善助成金

労働能率の増進のための設備導入等により、時間給 800 円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業事業主に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成します。

(2)『専門家へ相談したい』……………P46
経営革新等支援機関

本制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援を行います。

(3)『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』……………P48
経営革新支援事業

最低賃金上昇等に伴い固定費が増大する中、中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、低利の融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

(4)『下請関係を改善するための支援策を知りたい』……………P51
下請中小企業・小規模事業者の自立化等支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

(5)『新しい取引先を開拓したい』……………P54
下請取引のあっせん事業

最低賃金上昇に伴う固定費増大の中、生産性を向上させるべく、中小企業・小規模事業者の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行います。

(6)『人材育成や経営能力の向上を図りたい』……………P57
中小企業大学校の研修

最低賃金上昇に伴い固定費等が増加する中、経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦できる環境を整えます。

(7)『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』……………P58

中小企業投資促進税制

最低賃金引上げにより、中小企業・小規模事業者の固定費増大が見込まれる中、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援として、機械・装置その他の対象設備・資産を導入された際に、税制の特別措置が受けられます。

5. 賃上げ企業に対する優遇措置・優先的採択事業

(1)『給与等の支給額を上げる際の、支援策を知りたい』……………P61

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制とは、法人および個人事業主が、使用人に対する給与等の支給額を増加させた場合、増加額の 10%を税額控除(法人税額 10%(中小企業等は 20%)を限度)する制度です。最低賃金引上げに伴い、賃上げを行った中小企業・小規模事業者の方にもご利用いただけます。

(2)『賃上げ企業に対する補助金等の優先採択を認める事業を知りたい』……………P63

経済の好循環を実現し、アベノミクスの効果を全国津々浦々まで浸透させるため、給与総額を上げた又は上げる企業・処遇改善に取り組む企業を、補助金採択審査において加点します。

6. 経営する際のノウハウを手に入れたい。

(1)『経営者保証を提供せずに資金を借りたい、個人保証債務について相談したい』……………P70

経営者保証に関するガイドラインの利活用

個人保証なしで借入れを実現したり、生活基盤を残しながら個人保証を整理したりするためのガイドラインです。

(2)『望ましい取引関係を構築したい』……………P73

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。

(3)『会計の質を向上させたい』……………P75

中小企業の会計

「中小企業の会計に関する基本要領(以下、「中小会計要領」という。)」や「中小企業の会計に関する指針(以下、「中小会計指針」という。)」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

(4)『サービス事業者の生産性向上のヒントがほしい』……………P77

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

売上げ向上や業務の効率化を実現する 10 項目の手法と、取組事例を紹介します。

(5)『円満に自分の事業を引継ぎたい』……………P78

事業引継ぎガイドライン

M&A の手続きや、手続フロー毎の利用者や仲介業者・アドバイザー等の役割・留意点、トラブル発生時の対応等を詳細に記載しています。

(参考)『平成 27 年度地域別最低賃金改定状況(平成 27 年 11 月 1 日現在)』……………P79

『最低賃金制度の概要』

○ 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

○ 産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場には地域別最低賃金が適用され、このほかに特定地域内の特定産業については「特定最低賃金」も適用されます。両方の最低賃金が適用される場合は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

○ 最低賃金はその企業の本社がある都道府県ではなく、本社や支店などの事業場がある都道府県ごとに定められた額が適用されます。

○ 最低賃金は「時間額」で定められています。賃金が月給制、日給制等の場合には、時間額に換算して比較します。

－最低賃金との比較方法－

- 1 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 日給 \div 1日平均所定労働時間数 \geq 最低賃金額（時間額）
- 3 週給、月給、歩合給の場合 賃金額を時間当たりの金額に換算して比較

○ 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- 1 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 3 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 4 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

Q1 最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるの？

A 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q2 使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

A 使用者が労働者に最低賃金額未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。なお、特定最低賃金が適用される場合で、特定最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

1(1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金総合相談支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと専門家派遣を行います。

対象となる方

中小企業事業主

支援内容

最低賃金総合相談支援センターにおいて、

- ① 経営と労務管理の専門家による無料相談を行っています。

経営相談の例	労務管理に関する相談の例
販路開拓	賃金・退職金・労働時間制度の見直し
新規事業	就業規則(賃金規定等)の改正
技術指導	高齢者雇用
資金調達	人材育成
マーケティング	労働安全衛生対策
IT 活用による経営力強化支援制度 の案内など	業務改善助成金などの賃金引上げに活 用できる支援制度などの御案内

- ② 課題解決のための専門家の派遣を行っています。(事業場の実態を把握・分析した上で、具体的な課題解決手法を提案します。)



問い合わせ先一覧

問い合わせ先	所在地	電話番号	受託団体等名
北海道最低賃金総合相談支援センター	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階(北海道中小企業団体中央会本部内)	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県最低賃金総合相談支援センター	青森市青柳2丁目2-6	0800-800-8667	(一社)青森県労働基準協会
岩手県最低賃金総合相談支援センター	盛岡市山王町1-1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県最低賃金総合相談支援センター	仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県最低賃金総合相談支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階(秋田県社会保険労務士会内)	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県最低賃金総合相談支援センター	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県最低賃金総合相談支援センター	福島市御山字三本松19-3(福島県社会保険労務士会内)	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県最低賃金総合相談支援センター	茨城県水戸市泉町2-2-33 水戸泉町ビル7階	0800-800-4864	茨城県社会保険労務士会

栃木県最低賃金総合 相談支援センター	宇都宮市鶴田町3492-46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県最低賃金総合 相談支援センター	高崎市上大類町745-10 新井労務管理事務所	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県最低賃金総合 相談支援センター	さいたま市浦和区仲町 2-16-4 岩井ビル 4F A号室	0120-310-394	公益社団法人 埼玉県雇用 開発協会
千葉県最低賃金総合 相談支援センター	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	千葉県労働基準協会連合会
東京都最低賃金総合 相談支援センター	東京都千代田区二番町9-8	0120-311-615	公益社団法人東京労働基準 協会連合会
神奈川県最低賃金総合 相談支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター2階	0120-641-020	公益社団法人けいしん神奈 川
新潟県最低賃金総合 相談支援センター	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県最低賃金総合 相談支援センター	富山市総曲輪2-1-3 (富山県中小企業団体中央会 内)	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県最低賃金総合 相談支援センター	金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2階	0120-928-640	石川県社会保険労務士会
福井県最低賃金総合 相談支援センター	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	株式会社土蔵労働コンサル タント事務所
山梨県最低賃金総合 相談支援センター	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階	0120-610-882	山梨県中小企業団体中央会
長野県最低賃金総合 相談支援センター	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県最低賃金総合 相談支援センター	岐阜市藪田東2丁目-11-11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県最低賃金総合 相談支援センター	静岡市葵区追手町44-1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県最低賃金総合 相談支援センター	名古屋市熱田区三本松町3番9号 愛知県社会保険労務士会館内	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県最低賃金総合 相談支援センター	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 三重県経営者協会内	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県最低賃金総合 相談支援センター	大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	0120-012-128	滋賀県社会保険労務士会
京都府最低賃金総合 相談支援センター	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小 企業会館4階 京都府中小企業団体中央会内	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会

大阪府最低賃金総合 相談支援センター	大阪市北区天満2-1-12 天満橋 SEビル3階	0120-939-248	大阪府社会保険労務士会
兵庫県最低賃金総合 相談支援センター	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県最低賃金総合 相談支援センター	奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県最低賃金総合 相談支援センター	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協 同組合
鳥取県最低賃金総合 相談支援センター	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県最低賃金総合 相談支援センター	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-222-469	一般社団法人島根県経営者 協会
岡山県最低賃金総合 相談支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所内	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県最低賃金総合 相談支援センター	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県最低賃金総合 相談支援センター	山口市中央4丁目5番16号 山口県中小企業団体中央会内	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県最低賃金総合 相談支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県最低賃金総合 相談支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県最低賃金総合 相談支援センター	松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県最低賃金総合 相談支援センター	高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県最低賃金総合 相談支援センター	福岡市博多区博多東2-5-28 博多借成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県最低賃金総合 相談支援センター	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県最低賃金総合 相談支援センター	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県最低賃金総合 相談支援センター	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県最低賃金総合 相談支援センター	大分市金池町3丁目1番64号 (大分県中小企業団体中央会内)	0120-186-331	大分県中小企業団体中央会

宮崎県最低賃金総合 相談支援センター	宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県最低賃金総 合相談支援センター	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16	0120-898-930	鹿児島県労働基準協会
沖縄県最低賃金総合 相談支援センター	沖縄県那覇市松山2-2-12	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

1(2)『最低賃金引上げのための生産性向上や資金繰りへの支援を聞きたい』

特別相談窓口の設置・既往債務の返済条件緩和等の対応

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)において「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」とされたことを踏まえ、生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援に万全を期してまいります。

対象となる方

中小企業事業主

支援内容

1. 特別相談窓口の設置

賃金引上げに係る中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けるため、特別相談窓口を本日付で設置します(別紙参照)。

①生産性向上等に係る相談

全国の商工会議所、商工会(各都道府県商工会連合会)、各都道府県中小企業団体中央会及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

②金融面に係る相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に、「賃金水準上昇対策特別相談窓口」を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

2. 既往債務の返済条件緩和等の対応

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の都道府県商工会連合会、中央会及び各地の商工会議所
(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)
(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)
- ・日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店
- ・商工組合中央金庫の本支店
- ・都道府県信用保証協会

<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150728004/20150728004a.pdf>

1(3)『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』 下請かけこみ寺事業

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国48箇所(各都道府県及び本部)に下請かけこみ寺を設置しています。
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

(1) 各種相談への対応

中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。

また、弁護士による無料相談も実施しています。

【ご相談の例】

- 「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」
- 「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
- 「代金の値引き(減額)を要求された」
- 「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」
- 「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」
- 「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います(費用は無料)。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺又は下請かけこみ寺本部にお電話や直接お越しいただきご相談ください。

相談受付の電話番号はフリーダイヤルとなっていますので、通話料無料でご利用いただけます。

[フリーダイヤル] 一般的なご相談 0120-418-618
消費税転嫁に関するご相談 0120-300-217

※メールやWebフォームでのご相談も受け付けています。

※詳細は、以下のサイトをご覧ください。

<http://zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
(公財)全国中小企業取引振興協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	(公財)京都産業 21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5623	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6504	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7704
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(公財)千葉県産業振興公社	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5019
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-239-0260
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

1(4)『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

支援ポータルサイト「ミラサポ」

中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」で、国や公的機関の支援情報・支援施策を、わかりやすく提供します。また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場についても提供しています。

対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業・小規模事業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

「ミラサポ」の主な機能

- ① 国や公的機関の支援施策・支援情報をわかりやすく提供します。メールマガジンも配信していますので、ご活用下さい。また、一部の補助金については電子申請機能も活用できます。
- ② 創業、海外展開などテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場(コミュニティ)を提供します。ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることができます。
- ③ 分野ごとの専門家のデータベースを整備し、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、コミュニティ上で情報交換したり、支援機関を通じて派遣を受けたりできます(3回まで無料)。

ご利用方法

ミラサポ(<http://www.mirasapo.jp/>)までアクセスください。

問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業庁経営支援部技術・経営革新課	03-3501-1816

2(1)『一時的に業況が悪化しているので融資をうけたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

対象となる方

社会的、経済的環境の変化(原材料・エネルギーコスト高、デフレなど)の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注)利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業:7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業:4,800万円

■貸付利率:基準利率(中小企業事業については上限利率3.0%)※

※基準利率:中小企業事業1.40%、国民生活事業1.90%(平成27年5月20日現在)

ただし、運転資金を利用する場合であって、①最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上低下している場合は、基準利率-0.2%(小規模事業者の場合、基準利率-0.4%)、②厳しい業況にあり、認定経営革新等支援機関等の支援を受ける場合は、基準利率-0.4%(①と②を同時に満たす場合は、基準利率-0.6%(小規模事業者の場合、基準利率-0.8%))を適用。

■貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

■保証条件:日本政策金融公庫中小企業事業:

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除または猶予する制度をご利用頂けます

日本政策金融公庫国民生活事業:

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用頂けます

※商工中金等の中小企業向け危機対応業務において、日本政策金融公庫中小企業事業と同様の内容で実施。

問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号
日本政策金融公庫(日本公庫)	0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)	098-941-1795
商工組合中央金庫(商工中金)	0120-079-366

2(2)『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

対象となる方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所等の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会・商工会議所の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

東日本大震災対応特枠

震災により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方(※)は、通常枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

- ① 貸付限度額:通常枠と別枠 1,000万円
- ② 貸付金利 :平成27年3月11日現在 0.45%(貸付後当初3年間)
(日本公庫 経営改善利率から▲0.9%)
- ③ 貸付期間 :設備資金10年以内(据置期間2年以内)
運転資金7年以内(据置期間1年以内)

※特定被災区域に事業所を有しており、かつ、商工会・商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

※罹災証明書等(写しで可)が必要です。

※間接被害者については、直接被害者(大企業可)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たすことが必要です。

通常枠

【対象資金】設備資金、運転資金

【貸付限度額】2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受け

ていただく必要があります。)

【貸付利率】平成27年3月11日現在 1.35%(※)

※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

【貸付条件】無担保・無保証人

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

(注)沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
(商工会については、全国商工会連合会 URL:<http://www.shokokai.or.jp/>)
(商工会議所については、日本商工会議所 URL:<http://www.jcci.or.jp/>)
- ・日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

3(1)『非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに

取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期契約労働者等」といったい
わゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇
改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

- 本助成金は、ガイドライン(※1)に沿って、事業所ごとに有期契約労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主に助成します。

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

(1) 正社員化コース

- 就業規則または労働協約その他これに準じるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等(※2)を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換(※3)、もしくは直接雇用した場合に助成します。

※2 派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先事業所で直接雇用する場合は対象になります。

※3 無期雇用への転換等は、通常雇用期間4年以内の有期契約労働者からの転換等に限り、また、基本給の5%以上の増額が必要です。

(2) 人材育成コース

- 職業訓練計画を作成し、有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施した場合に助成します。
 - ・ 一般職業訓練(実施期間が1年以内のOff-JT)
 - ・ 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用した3か月以上6か月以下のOff-JTとOJT)
 - ・ 中長期的キャリア形成訓練(厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定する講座(Off-JT))

(3) 処遇改善コース

■ 賃金テーブル改定

- すべてまたは一部(雇用形態別や職種別など)の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

■ 共通処遇推進制度

・ 健康診断制度

- 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

・ 賃金テーブル共通化

- 有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金テーブル等を作成し、適用した場合に助成します。

■ 短時間労働者の労働時間延長

- 労働者の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成します。

支援内容

○ 上記の措置を講じ、一定の要件を満たした場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 () 額は大企業の額
(1) 正社員化コース	<p>① 有期 → 正規：1人当たり 60 万円 (45 万円)</p> <p>② 有期 → 無期：1人当たり 30 万円 (22.5 万円)</p> <p>③ 無期 → 正規：1人当たり 30 万円 (22.5 万円)</p> <p>④ 有期 → 多様な正社員 (勤務地・職務限定正社員、短時間正社員) : 1人当たり 40 万円 (30 万円)</p> <p>⑤ 無期 → 多様な正社員：1人当たり 10 万円 (7.5 万円)</p> <p>⑥ 多様な正社員 → 正規：1人当たり 20 万円 (15 万円)</p> <p><1 年度 1 事業所当たり 15 人まで></p> <p>※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者等として直接雇用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①③ 1人当たり 30 万円 (大企業も同額) 加算 ・④⑤ 1人当たり 15 万円 (大企業も同額) 加算 <p>※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法における 35 歳未満の者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①③ 1人当たり 10 万円 (大企業も同額) 加算 ・②～⑥ 1人当たり 5 万円 (大企業も同額) 加算 <p>※ ④⑤は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 事業所当たり 10 万円 (7.5 万円) 加算
(2) 人材育成コース	<p>○ <u>Off-JT 《1人当たり》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金助成：1 時間当たり 800 円 (500 円) ・経費助成：一般職業訓練、有期実習型訓練 <p>⇒ 訓練時間数に応じた次の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100 時間未満 10 万円 (7 万円) ・100 時間以上 200 時間未満 20 万円 (15 万円) ・200 時間以上 30 万円 (20 万円) <p>○ <u>中長期的キャリア形成訓練 (有期実習型 (注))</u></p> <p>(注) 有期実習型訓練終了後、対象労働者が正規雇用等に転換された場合</p> <p>⇒ 訓練時間数に応じた次の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100 時間未満 15 万円 (10 万円) ・100 時間以上 200 時間未満 30 万円 (20 万円) ・200 時間以上 50 万円 (30 万円) <p>※ 実費が上記を下回る場合は実費を限度</p> <p>○ <u>OJT 《1人当たり》</u></p> <p>実施助成：1 時間当たり 800 円 (700 円)</p> <p><1 年度 1 事業所当たりの支給限度額は 500 万円まで></p>

(3) 処遇改善コース	<p>① <u>賃金テーブル改定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての賃金テーブル改定</u>： 1人～3人　：一事業所当たり 10 万円（7.5 万円） 4人～6人　：一事業所当たり 20 万円（15 万円） 7人～10人　：一事業所当たり 30 万円（20 万円） 11人～100人　：一人当たり 3 万円（2 万円）×人数 ・ <u>雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定</u>： 1人～3人　：一事業所当たり 5 万円（3.5 万円） 4人～6人　：一事業所当たり 10 万円（7.5 万円） 7人～10人　：一事業所当たり 15 万円（10 万円） 11人～100人　：一人当たり 1.5 万円（1 万円） <p>※ 上記において、職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合 1事業所当たり 20 万円（15 万円）を加算</p> <p>② <u>共通処遇推進制度</u></p> <p><u>ア 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施</u>： 1事業所当たり 40 万円（30 万円）</p> <p><u>イ 共通の賃金テーブルの導入・適用</u>： 1事業所当たり 60 万円（45 万円）</p> <p>③ <u>短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長</u>： 1人当たり 20 万円（15 万円）</p>
-------------	--

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに、下記(1)の措置を行い、(2)＜人材育成コースを実施する場合のみ(3)を含む＞のとおり作成した書類に必要な書類を添えて(※4)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※5)へ提出することが必要です。

※4 必要な書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※5 手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

(1) キャリアアップ管理者の配置

- まず、事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

(2) キャリアアップ計画(※6)の作成

- 次に、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。

※6 本計画は、3年以上5年以下の期間にガイドラインに沿って行うおおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。

(3) 訓練計画届の作成(人材育成コースを実施する場合)

○ キャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成・提出していただきます。

② その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて（※7）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（※8）へ支給申請してください。

※7 「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※8 申請書等の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

メニュー	基準日
1 正社員化コース	正規雇用等への転換等後、6か月分の賃金を支払った日
2 人材育成コース	職業訓練計画実施期間の終了した日
3 処遇改善コース	① 賃金テーブル等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日 ② ア:4人目の健康診断を実施した日 イ:共通の賃金テーブル等の適用後、6か月分の賃金を支払った日 ③ 労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

問い合わせ先一覧

労働局	部署	電話番号
北海道	職業対策課分室	011-788-9132
青森	職業対策課	017-721-2003
岩手	職業対策課分室(助成金相談コーナー)	019-606-3285
宮城	職業対策課助成金コーナー	022-299-8063
秋田	地方訓練受講者支援室	018-883-0006
山形	職業対策課	023-626-6101
福島	職業対策課	024-529-5409
茨城	職業対策課	029-224-6219
栃木	助成金事務センター	028-614-2263
群馬	職業対策課分室	027-210-5008
埼玉	職業対策課	048-600-6209
千葉	職業対策課分室	043-441-5678
東京	ハローワーク助成金事務センター分室	03-3812-8780
神奈川	職業対策課	045-650-2859
新潟	職業対策課助成金センター	025-278-7181
富山	助成金センター	076-432-9172
石川	職業対策課	076-265-4428
福井	職業対策課	0776-26-8613

山梨	職業対策課	055-225-2858
長野	地方訓練受講者支援室	026-226-0862
岐阜	助成金センター	058-263-5650
静岡	職業対策課	054-271-9970
愛知	あいち雇用助成室	052-688-5758
三重	職業対策課	059-226-2306
滋賀	職業対策課(雇調金等支給申請コーナー)	077-526-8251
京都	助成金センター	075-241-3269
大阪	助成金センター	06-7669-8900
兵庫	職業対策課(ハローワーク助成金デスク)	078-221-5440
奈良	職業対策課分室	0742-35-6336
和歌山	職業対策課	073-488-1161
鳥取	職業安定課	0857-29-1707
島根	訓練受講室	0852-20-7028
岡山	職業対策課	086-801-5107
広島	職業対策課	082-502-7832
山口	職業対策課	083-995-0383
徳島	職業対策課	088-611-5387
香川	職業対策課	087-811-8923
愛媛	職業対策課	089-941-2940
高知	職業対策課	088-885-6052
福岡	職業対策課福岡助成金センター	092-411-4701
佐賀	職業対策課	0952-32-7173
長崎	職業対策課	095-801-0042
熊本	職業対策課	096-211-1704
大分	大分助成金センター	097-535-2100
宮崎	職業対策課(助成金申請受付コーナー)	0985-38-8824
鹿児島	職業対策課(雇用調整助成金申請受付コーナー)	099-219-5101
沖縄	職業安定課	098-868-1655

3(2)『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を知りたい』

建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

<中小建設事業主に対する助成内容>

① 認定訓練コース(経費助成)

支給対象となる方

都道府県から認定職業訓練助成事業費補助金または広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、認定職業訓練を行う中小建設事業主。

助成内容

認定職業訓練助成事業費補助金等の助成対象経費とされた額の1/6に相当する額が支給されます。

② 認定訓練コース(賃金助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練を受講させた中小建設事業主。

助成内容

認定職業訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円が支給されます。

③ 技能実習コース(経費助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のための技能実習または技能継承のための指導者養成講習を受講させた中小建設事業主。

助成内容

技能実習の実施に要した経費の9割(委託して行う場合は8割)が支給されます。ただし、1つの技能実習について1人当たり10万円を上限としています。

※岩手、宮城、福島の被災三県は当分の間、助成率を10割に拡充しています。

④ 技能実習コース(賃金助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で技能実習を受けさせる中小建設事業主。

助成内容

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり8,000円が支給されます。
ただし、1つの技能実習につき20日分を上限としています。

⑤ 雇用管理制度コース(整備助成)

支給対象となる方

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の助成を受けた建設事業主であって、雇用管理制度の導入に係る計画期間の終了後1年間の入職率について、厚生労働省が定める目標を達成した建設事業主。

助成内容

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の支給額に加えて60万円が支給されます。

※職場定着支援助成金の詳細については32ページ(P)をご覧ください。

⑥ 登録基幹技能者処遇向上コース(整備助成)

支給対象となる方

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した中小建設事業主。

助成内容

処遇向上を行った登録基幹技能者1人当たり年額10万円(最大3年まで)

⑦ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主

助成内容

事業の実施に要した経費の2/3に相当する額が支給されます。
ただし、一事業年度について200万円を上限としています。

ご利用方法

助成コース	計画届の提出期限	支給申請の時期
① 認定訓練コース(経費助成)	事業を実施しようとする日の原則1か月前 (ただし、4月1日から6月末日までに事業を開始する場合は5月末日)	認定訓練に係る補助金または助成金の精算確定の翌日から原則2か月以内
② 認定訓練コース(賃金助成)	無し	訓練が終了した日の翌日から原則2か月以内
③ 技能実習コース(経費助成) ④ 技能実習コース(賃金助成)	訓練を実施しようとする日の原則1か月前	
⑤ 雇用管理制度コース(整備助成)	無し	雇用管理制度整備計画期間終了日の翌日から12か月経過した日から原則2か月以内
⑥ 登録基幹技能者処遇向上コース	賃金テーブル等の増額改定日の属する月の初日の1か月前まで	増額改定後の賃金テーブルを適用した賃金算定期間(12か月)の末日の翌日から原則2か月以内
⑦ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)	事業を実施しようとする日の原則2か月前の日 (ただし、4月1日から7月末日までに事業を実施し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日まで)	各助成対象事業の終了月に応じて、年4回設定(例:1~3月の訓練は5月末日まで)

問い合わせ先一覧

連絡先	HP
全国のハローワーク	http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

労働局	部署	電話番号
北海道	職業対策課分室	011-788-9132
青森	職業対策課	017-721-2003
岩手	職業対策課分室	019-606-3085
宮城	職業対策課助成金コーナー	022-299-8063
秋田	職業対策課	018-883-0010
山形	職業対策課	023-626-6101
福島	職業対策課	024-529-5049
茨城	職業対策課	029-224-6219
栃木	職業対策課	028-610-3557
群馬	職業対策課	027-210-5008
埼玉	職業対策課	048-600-6209
千葉	職業対策課分室	043-221-4391
東京	ハローワーク助成金事務センター分室	03-3813-5071
神奈川	職業対策課	045-650-2801
新潟	職業対策課助成金センター	025-278-7181
富山	職業対策課	076-432-2793
石川	職業対策課	076-265-4428
福井	職業対策課	0776-26-8613
山梨	職業対策課	055-225-2858
長野	職業対策課	026-223-0565
岐阜	助成金センター	058-263-5650
静岡	職業対策課	054-271-9970
愛知	あいち雇用助成室	052-688-5758
三重	職業対策課	059-226-2306
滋賀	職業対策課	077-526-8686
京都	助成金センター	075-241-3269
大阪	助成金センター	06-7669-8900
兵庫	職業対策課(ハローワーク助成金デスク)	078-221-5440
奈良	職業対策課分室	0742-32-0209
和歌山	職業対策課	073-488-1161

鳥取	職業安定課	0857-29-1707
島根	職業対策課	0852-20-7020
岡山	職業対策課	086-801-5107
広島	職業対策課	082-502-7832
山口	職業対策課	083-995-0383
徳島	職業対策課	088-611-5387
香川	職業対策課	087-811-8923
愛媛	職業対策課	089-941-2940
高知	職業対策課	088-885-6021
福岡	職業対策課福岡助成金センター	092-411-4701
佐賀	職業対策課	0952-32-7173
長崎	職業対策課	095-801-0042
熊本	職業対策課	096-211-1704
大分	職業対策課	097-535-2090
宮崎	助成金申請受付コーナー	0985-38-8824
鹿児島	雇用調整助成金申請受付コーナー	099-219-5101
沖縄	職業対策課	098-868-3701

3(3)『高年齢者の雇用環境の整備等を実施した際の支援策を知りたい』

高年齢者雇用安定助成金

(高年齢者活用促進コース・高年齢者無期雇用転換コース)

高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会の構築に向けて、高年齢者の活用促進のための雇用環境の整備や高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。本助成金は次の2つのコースから構成されます。

①高年齢者活用促進コース

支給対象となる事業主

高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、健康管理制度の導入(※1)、定年の引上げ等(※2)の措置を実施した雇用保険適用事業主。

助成内容

当該取組に係る経費(人件費等を除く)の3分の2(中小企業以外は2分の1)に相当する額を支給します(60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり20万円(※3)を上限(上限額1,000万円))。

※1 当該措置の実施については、30万円の費用を要したものとみなします(企業単位で1回限り)。

※2 66歳以上の定年引上げ、定年廃止、65歳への定年引上げ及び66歳以上の継続雇用制度の導入の実施については、100万円の費用を要したものとみなします(企業単位で1回限り)。

※3 但し、①建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主、②65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業主、③高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善」を実施した事業主にあつては、30万円を上限。

②高年齢者無期雇用転換コース

支給対象となる事業主

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した雇用保険適用事業主。

助成内容

転換した者1人につき50万円(中小企業以外は40万円)を転換日から6ヶ月経過後に支給します。

問い合わせ先

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部 高齢・障害者業務課

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>

※最新のお問い合わせ先は、上記のホームページを御確認ください。

	所在地	問い合わせ先
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 ポリテクセンター北海道内	TEL:011-640-8822 FAX:011-640-8950 hokkaido-kosyo@jeed.or.jp
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 ポリテクセンター青森内	TEL:017-777-1234 FAX:017-777-1187 aomori-kosyo@jeed.or.jp
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	TEL:019-654-2081 FAX:019-654-2082 iwate-kosyo@jeed.or.jp
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 ポリテクセンター宮城内	TEL:022-361-6288 FAX:022-361-6291 miyagi-kosyo@jeed.or.jp
秋田	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	TEL:018-883-3610 FAX:018-883-3611 akita-kosyo@jeed.or.jp
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 ポリテクセンター山形内	TEL:023-686-2225 FAX:023-686-2426 yamagata-kosyo@jeed.or.jp
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 ポリテクセンター福島内	TEL:024-534-3637 FAX:024-534-3638 fukushima-kosyo@jeed.or.jp
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	TEL:029-300-1215 FAX:029-300-1217 ibaraki-kosyo@jeed.or.jp
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内	TEL:028-622-9497 FAX:028-622-9496 tochigi-kosyo@jeed.or.jp

群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1 ハローワーク前橋 3 階	TEL: 027-287-1511 FAX: 027-287-1512 gunma-kosyo@jeed.or.jp
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山 2-18-8 ポリテクセンター埼玉内	TEL: 048-882-4079 FAX: 048-882-4250 saitama-kosyo@jeed.or.jp
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3 ハローワーク千葉 5 階	TEL: 043-204-2901 FAX: 043-204-2904 chiba-kosyo@jeed.or.jp
東京	〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5 階	TEL: 03-5638-2280 FAX: 03-5638-2296 tokyo-kosyo@jeed.or.jp
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘 78 ポリテクセンター関東内	TEL: 045-360-6010 FAX: 045-360-6011 kanagawa-kosyo@jeed.or.jp
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 ビル 12 階	TEL: 025-226-6011 FAX: 025-226-6013 niigata-kosyo@jeed.or.jp
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ 55 ポリテクセンター富山内	TEL: 0766-26-1881 FAX: 0766-23-6445 toyama-kosyo@jeed.or.jp
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ 1 ポリテクセンター石川内	TEL: 076-267-0801 FAX: 076-267-0891 ishikawa-kosyo@jeed.or.jp
福井	〒910-0005 福井市大手 2-7-15 明治安田生命福井ビル 10 階	TEL: 0776-22-5560 FAX: 0776-22-5255 fukui-kosyo@jeed.or.jp
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町 403-1 ポリテクセンター山梨内	TEL: 055-241-3218 FAX: 055-241-3865 yamanashi-kosyo@jeed.or.jp
長野	〒381-0043 長野市吉田 4-25-12 ポリテクセンター長野内	TEL: 026-243-1001 FAX: 026-243-2797 nagano-kosyo@jeed.or.jp
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町 5-25 住友生命岐阜ビル 7 階	TEL: 058-265-5823 FAX: 058-266-5329 gifu-kosyo@jeed.or.jp
静岡	〒422-8033	TEL: 054-280-3622

	静岡市駿河区登呂 3-1-35 ポリテクセンター静岡内	FAX: 054-280-3623 shizuoka-kosyo@jeed.or.jp
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第二埼玉ビル 4 階	TEL: 052-533-5625 FAX: 052-533-5628 aichi-kosyo@jeed.or.jp
三重	〒514-0002 津市島崎町 327-1 ハローワーク津 2 階	TEL: 059-213-9255 FAX: 059-213-9270 mie-kosyo@jeed.or.jp
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町 3-13 ポリテクセンター滋賀内	TEL: 077-537-1164 FAX: 077-537-3076 shiga-kosyo@jeed.or.jp
京都	〒617-0843 長岡京市友岡 1-2-1 ポリテクセンター京都内	TEL: 075-951-7481 FAX: 075-951-7483 kyoto-kosyo@jeed.or.jp
大阪	〒566-0022 摂津市三島 1-2-1 ポリテクセンター関西内	TEL: 06-7664-0722 FAX: 06-7664-0364 osaka-kosyo@jeed.or.jp
兵庫	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 1-2-7 大同生命神戸ビル 2 階	TEL: 078-325-1792 FAX: 078-325-1793 hyogo-kosyo@jeed.or.jp
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町 9-21 JR 奈良伝宝ビル 6 階	TEL: 0742-30-2245 FAX: 0742-30-2246 nara-kosyo@jeed.or.jp
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部 1276 ポリテクセンター和歌山内	TEL: 073-461-1531 FAX: 073-464-2020 wakayama-kosyo@jeed.or.jp
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南 7-1-11 ポリテクセンター鳥取内	TEL: 0857-52-8781 FAX: 0857-52-8784 tottori-kosyo@jeed.or.jp
島根	〒690-0001 松江市東朝日町 267 ポリテクセンター島根内	TEL: 0852-31-2800 FAX: 0852-31-2164 shimane-kosyo@jeed.or.jp
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中 580 ポリテクセンター岡山内	TEL: 086-241-0067 FAX: 086-241-0902 okayama-kosyo@jeed.or.jp
広島	〒730-0825 広島市中区光南 5-2-65	TEL: 082-245-0267 FAX: 082-243-0838

	ポリテクセンター広島内	hiroshima-kosyo@jeed.or.jp
山口	〒753-0861 山口市矢原 1284-1 ポリテクセンター山口内	TEL: 083-922-1948 FAX: 083-932-1583 yamaguchi-kosyo@jeed.or.jp
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町 1-5 ハローワーク徳島 5 階	TEL: 088-611-2388 FAX: 088-611-2390 tokushima-kosyo@jeed.or.jp
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町 2-4-3 ポリテクセンター香川内	TEL: 087-867-6855 FAX: 087-867-6856 kagawa-kosyo@jeed.or.jp
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町 2184 ポリテクセンター愛媛内	TEL: 089-972-0325 FAX: 089-972-0950 ehime-kosyo@jeed.or.jp
高知	〒780-8010 高知市棧橋通 4-15-68 ポリテクセンター高知内	TEL: 088-833-1085 FAX: 088-831-3008 kochi-kosyo@jeed.or.jp
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 しんくみ赤坂ビル 6 階	TEL: 092-718-1310 FAX: 092-718-1314 fukuoka-kosyo@jeed.or.jp
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮 1042-2 ポリテクセンター佐賀内	TEL: 0952-26-9497 FAX: 0952-26-9494 saga-kosyo@jeed.or.jp
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町 1113 ポリテクセンター長崎内	TEL: 0957-35-4721 FAX: 0957-35-4723 nagasaki-kosyo@jeed.or.jp
熊本	〒861-1102 合志市須屋 2505-3 ポリテクセンター熊本内	TEL: 096-249-1888 FAX: 096-249-1889 kumamoto-kosyo@jeed.or.jp
大分	〒870-0131 大分市皆春 1483-1 ポリテクセンター大分内	TEL: 097-522-2171 FAX: 097-522-4456 oita-kosyo@jeed.or.jp
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久 4241 ポリテクセンター宮崎内	TEL: 0985-51-1511 FAX: 0985-51-1513 miyazaki-kosyo@jeed.or.jp
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町 14-3 ポリテクセンター鹿児島内	TEL: 099-254-3752 FAX: 099-254-3758 kagoshima-kosyo@jeed.or.jp

沖縄

〒900-0006

那覇市おもろまち 1-3-25

沖縄職業総合庁舎 4 階

TEL: 098-941-3301

FAX: 098-941-3302

okinawa-kosyo@jeed.or.jp

3(4)『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

職場定着支援助成金

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入や介護福祉機器の導入等)を行う場合に、助成金を支給します。

対象となる方

- (1) 従業員の処遇や労働環境の改善のために、新たに雇用管理制度を導入し、従業員の離職率を低下させた事業主(介護事業主を含む。)
- (2) 介護福祉機器の導入等を行った介護事業主
- (3) 賃金制度を整備し、介護労働者の離職率を低下させた介護事業主

支援内容

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

1. 雇用管理制度助成

(1) 制度導入助成

労働協約又は就業規則に以下の制度を定め、実際に導入した場合

- | | |
|-----------|------|
| ① 評価・処遇制度 | 10万円 |
| ② 研修制度 | 10万円 |
| ③ 健康づくり制度 | 10万円 |
| ④ メンター制度 | 10万円 |

(2) 目標達成助成

(1)の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

.....60万円

2. 介護福祉機器等助成

介護労働者の労働環境の改善のために介護福祉機器の導入等を行った場合

.....導入に要した費用の1/2(上限300万円)

3. 介護労働者雇用管理制度助成

(1) 制度整備助成

雇用管理責任者を選任し、労働協約又は就業規則を変更することにより賃金制度を整備(賃金テーブルの設定等)した場合

.....50万円

(2) 目標達成助成(第1回)

(1)の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

.....60万円

(3) 目標達成助成(第2回)

(1)及び(2)の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から3年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合
90万円

ご利用方法

- (1)雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度に係る計画を作成し、計画開始1か月前までに労働局又はハローワークに提出
- (2)労働局長が当該計画を認定
- (3)計画に基づき雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度を実施
- (4)計画期間終了後、2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5)目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合に、目標達成日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (6)介護労働者雇用管理制度については3年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合にも、上記(5)と同様に支給申請し、受給

問い合わせ先一覧

連絡先	HP
全国のアローワーク	http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

労働局	部署	電話番号
北海道	職業対策課	011-709-2311
青森	職業対策課	017-721-2000
岩手	職業対策課	019-604-3005
宮城	職業対策課	022-299-8062
秋田	職業対策課	018-883-0010
山形	職業対策課	023-626-6101
福島	職業対策課	024-529-5409
茨城	職業対策課	029-224-6219
栃木	職業対策課	028-610-3557
群馬	職業対策課	027-210-5008
埼玉	職業対策課	048-600-6209
千葉	職業対策課	043-221-4391
東京	職業対策課助成金事務センター分室	03-3812-8780
神奈川	職業対策課	045-650-2801
新潟	職業対策課助成金センター	025-278-7181
富山	職業対策課	076-432-2793

石川	職業対策課	076-265-4428
福井	職業対策課	0776-26-8613
山梨	職業対策課	055-225-2858
長野	職業対策課	026-226-0866
岐阜	職業安定部助成金センター(職業対策課雇用開発係)	058-263-5650
静岡	職業対策課	054-271-9970
愛知	職業対策課	052-219-5507
三重	職業対策課	059-226-2306
滋賀	職業対策課	077-526-8686
京都	職業対策課	075-275-5424
大阪	助成金センター	06-7669-8900
兵庫	職業対策課雇用開発係(ハローワーク助成金デスク)	078-221-5440
奈良	職業対策課	0742-32-0209
和歌山	職業対策課	073-488-1161
鳥取	職業対策課	0857-29-1708
島根	職業対策課	0852-20-7020
岡山	職業対策課	086-801-5107
広島	職業対策課	082-502-7832
山口	職業対策課	083-995-0383
徳島	職業対策課	088-611-5387
香川	職業対策課	087-811-8923
愛媛	職業対策課	089-941-2940
高知	職業対策課	088-885-6052
福岡	職業対策課	092-434-9806
佐賀	職業対策課	0952-32-7217
長崎	職業対策課	095-801-0042
熊本	職業対策課	096-211-1704
大分	職業対策課	097-535-2090
宮崎	職業対策課	0985-38-8824
鹿児島	職業対策課	099-219-8712
沖縄	沖縄助成金センター	098-868-1606

3(5)『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発奨励金

雇用機会が著しく不足している地域(同意雇用開発促進地域)および若年層・壮年層の流出が著しい地域(過疎等雇用改善地域)において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者等を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。

対象となる方

事業所の設置・整備を行い、それに伴い求職者等の雇い入れを行った事業主

支援内容

設置・整備に要した費用および雇い入れた労働者の増加人数に応じて、下表の額を支給します(1回目)。創業の場合は、1回目の支給時に1回の支給額の1/2の額を上乗せして支給します。その後、2回目、3回目の要件を満たす場合、1回目(上乗せ支給分を除く)と同額を1年ごとに支給します【最大3回支給】

設置・整備 費用	対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※ () 内は創業の場合のみ適用

ご利用方法

- (1) 事業所(施設・設備)の設置・整備およびそれに伴う求職者等の雇い入れを行う前に「地域雇用開発奨励金計画書(以下「計画書」という。)」に必要な書類を添えて管轄の労働局(ハローワーク)に提出
- (2) 計画日(計画書を管轄労働局(ハローワーク)に提出した日)以降に、計画書に基づく事業所(施設・設備)の設置・整備とそれに伴う求職者等の雇い入れを行い、計画日から起算して20ヶ月以内に、当該計画が完了した旨の「完了届」を管轄労働局(ハローワーク)に提出
- (3) 第2回目の支給申請については、完了届を管轄労働局長に提出した日(完了日)の1年後

の日の翌日から起算して2ヶ月以内(第3回目は完了日の2年後の日の翌日から起算して2ヶ月以内)に、支給申請書に必要な書類を添えて、管轄の労働局(ハローワーク)へ支給申請

問い合わせ先一覧

連絡先	HP
全国のハローワーク	http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

労働局	部署	電話番号
北海道	職業対策課	011-709-2311
青森	職業対策課	017-721-2003
岩手	職業対策課	019-604-3005
宮城	職業対策課	022-299-8062
秋田	職業対策課	018-883-0010
山形	職業対策課	023-626-6101
福島	職業対策課	024-529-5409
茨城	職業対策課	029-224-6219
栃木	職業対策課	028-610-3557
群馬	職業対策課	027-210-5008
埼玉	職業対策課	048-600-6209
千葉	職業対策課	043-221-4391
東京	職業対策課	03-3842-6550
神奈川	職業対策課	045-650-2801
新潟	職業対策課	025-288-3508
富山	職業対策課	076-432-2793
石川	職業対策課	076-265-4428
福井	職業対策課	0776-26-8613
山梨	職業対策課	055-225-2858
長野	職業対策課	026-226-0866
岐阜	職業安定部助成金センター(職業対策課雇用開発係)	058-263-5650
静岡	職業対策課	054-271-9970
愛知	職業対策課	052-219-5507
三重	職業対策課	059-226-2306
滋賀	職業対策課	077-526-8686
京都	職業対策課助成金センター	075-241-3269
大阪	助成金センター	06-7669-8900
兵庫	職業対策課雇用開発係(ハローワーク助成金デスク)	078-221-5440

奈良	職業対策課	0742-32-0209
和歌山	職業対策課	073-488-1161
鳥取	職業対策課	0857-29-1708
島根	職業対策課	0852-20-7021
岡山	職業対策課	086-801-5107
広島	職業対策課	082-502-7832
山口	職業対策課	083-995-0383
徳島	職業対策課	088-611-5387
香川	職業対策課	087-811-8923
愛媛	職業対策課	089-941-2940
高知	職業対策課	088-885-6052
福岡	職業対策課	092-434-9806
佐賀	職業対策課	0952-32-7217
長崎	職業対策課	095-801-0042
熊本	職業対策課	096-211-1704
大分	職業対策課大分助成金センター	097-535-2100
宮崎	職業対策課	0985-38-8824
鹿児島	職業対策課	099-219-8712
沖縄	職業対策課	098-868-1606

4(1)『最低賃金の引上げに向けた助成金を知りたい』

業務改善助成金

労働能率の増進のための設備導入等により、時間給 800 円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業事業主に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成します。

対象となる方

地域別最低賃金が 800 円未満の次の地域に所在する中小企業事業主※

助成金対象地域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 中小企業事業主とは、業種に応じて①「資本金の額又は出資の総額」、②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業 種	① 資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

支援内容

労働能率増進のための設備導入等により、事業場内の最低賃金を 60 円以上引き上げた事業主に対して、当該設備の導入等の経費の経費の2分の1（常時使用する労働者の数が、企業全体で 30 人以下の事業場は4分の3）を、国の予算の範囲内で助成します（上限 100 万円）。

<設備導入の例>

- ・POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

問い合わせ先一覧

以下の各都道府県労働局雇用環境・均等部室にお問い合わせください。

労働局	部・室	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	雇用環境・均等部	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎9F	011-788-7874
青森	雇用環境・均等室	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2F	017-734-4211
岩手	雇用環境・均等室	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡合第2同庁舎5F	019-604-3010
宮城	雇用環境・均等室	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8F	022-299-8834
秋田	雇用環境・均等室	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4F	018-800-0770
山形	雇用環境・均等室	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-624-8228
福島	雇用環境・均等室	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-2777
茨城	雇用環境・均等室	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎4F	029-277-8294
栃木	雇用環境・均等室	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎3F	028-633-2795
群馬	雇用環境・均等室	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F	027-896-4733

埼玉	雇用環境・均等室	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・ア クシス・タワー16F	048-600-6210
千葉	雇用環境・均等室	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎2F	043-306-1860
東京	雇用環境・均等部	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁 舎 14F	03-6893-1100
神奈川	雇用環境・均等部	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎 13F	045-211-7380
新潟	雇用環境・均等室	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美 咲合同庁舎2号館4F	025-288-3511
富山	雇用環境・均等室	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎1F	076-432-2728
石川	雇用環境・均等室	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6F	076-265-4429
福井	雇用環境・均等室	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 14F	0776-22-0221
山梨	雇用環境・均等室	400-8577	甲府市丸の内1-1-11 4F	055-225-2851
長野	雇用環境・均等室	380-8572	長野市中御所1丁目22-1 長野労働総合庁舎2F	026-223-0560
岐阜	雇用環境・均等室	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜地方合同庁舎4F	058-245-1550
静岡	雇用環境・均等室	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6320
愛知	雇用環境・均等部	460-8507	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	052-219-5509
三重	雇用環境・均等室	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎3F	059-261-2978
滋賀	雇用環境・均等室	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル5階	077-523-1190
京都	雇用環境・均等室	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル 金吹町451 1F	075-275-8087
大阪	雇用環境・均等部	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6941-4630
兵庫	雇用環境・均等部	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15F	078-367-0700

奈良	雇用環境・均等室	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2F	0742-32-0215
和歌山	雇用環境・均等室	640-8581	和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4F	073-488-1170
鳥取	雇用環境・均等室	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1701
島根	雇用環境・均等室	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7007
岡山	雇用環境・均等室	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎3F	086-224-7639
広島	雇用環境・均等室	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5F	082-221-9247
山口	雇用環境・均等室	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5F	083-995-0390
徳島	雇用環境・均等室	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4F	088-652-2718
香川	雇用環境・均等室	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2F	087-811-8924
愛媛	雇用環境・均等室	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5222
高知	雇用環境・均等室	780-8548	高知市南金田1番39号 4F	088-885-6028
福岡	雇用環境・均等部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4763
佐賀	雇用環境・均等室	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎7F	0952-32-7218
長崎	雇用環境・均等室	850-0033	長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル3F	095-801-0050
熊本	雇用環境・均等室	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9F	096-352-3865
大分	雇用環境・均等室	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-532-4025
宮崎	雇用環境・均等室	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F	0985-38-8821
鹿児島	雇用環境・均等室	892-8535	(山下町庁舎)鹿児島市山下町13-21 2F	099-223-8239
		892-0847	(西千石庁舎)鹿児島市西千石町1-1 2F	099-222-8446

沖縄	雇用環境・均等室	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3F	098-868-4403
----	----------	----------	------------------------------------	--------------

4(2)『専門家へ相談したい』

認定経営革新等支援機関

本制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を「認定経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援を行います。

対象となる方

経営一般、税務、金融及び企業財務等に関する悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者の方。

このような悩みをお抱えの方は、ぜひ一度ご相談ください。

1. 自社の経営を見える化したい。

企業に密着した、きめ細やかな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。

2. 事業計画を作成したい。

経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。また、進捗状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。

3. 取引先を増やしたい、販売を拡大したい。

認定経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増大や販売の拡大に向けてお手伝いします。

4. 専門的課題を解決したい。

海外展開を考えている、知財管理が不安等、このような問題を解決するための専門的知識が必要な場合には、最適な専門家を派遣し、認定経営革新等支援機関と一体となって支援します。

5. 金融機関と良好な関係を構築したい。

計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。

ご利用方法

経営革新等支援機関の検索については、中小企業庁、金融庁等のHPで公表しておりますので、ご活用を検討されている方は、こちらをご覧ください。

・中小企業庁

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>)

・金融庁 (<http://www.fsa.go.jp/status/nintei/>)

問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号
北海道経済産業局中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局中小企業課	052-951-0521
近畿経済産業局創業・経営支援課	06-6966-6023
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業課	092-482-5447
内閣府沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755
中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763

4(3)『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』

経営革新支援事業

最低賃金上昇等に伴い固定費が増大する中、中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、低利の融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、中小企業新事業活動促進法に基づく都道府県または国の承認を受けた中小企業者、組合等。
なお、経営革新計画は、以下の内容を満たす必要があります。

(1) 事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

- －新商品の開発や生産
- －新役務(サービス)の開発や提供
- －商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- －役務(サービス)の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関による低利融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
- (2) 信用保証の特例
- (3) 特許関係料金減免制度
- (4) 販路開拓コーディネート事業

ご利用方法

(1) 経営革新計画を作成するにあたり、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。

(2) 経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策をご利用する際に必要になります。

問い合わせ先一覧

都道府県	担当部	担当課	担当課電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5331
青森県	商工労働部	地域産業課	017-734-9373
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5547
宮城県	経済商工観光部	新産業振興課	022-211-2723
秋田県	産業労働部	地域産業振興課	018-860-2225
山形県	商工労働観光部	中小企業振興課	023-630-2290
福島県	商工労働部	産業創出課	024-521-7283
茨城県	商工労働部	中小企業課	029-301-3560
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3176
群馬県	産業経済部	商政課	027-226-3337
埼玉県	産業労働部	産業支援課	048-830-3910
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2712
東京都	産業労働局商工部	経営支援課	03-5320-4795
神奈川県	産業労働局 産業・エネルギー部	中小企業支援課	045-210-5558
新潟県	産業労働観光部	産業振興課	025-280-5243
長野県	産業労働部	産業立地・経営支援課	026-235-7195
山梨県	商工労働部	成長産業創造課	055-223-1544
静岡県	経済産業部	経営支援課	054-221-2526
愛知県	産業労働部	中小企業金融課 経営支援・調整グループ	052-954-6332
岐阜県	商工労働部	商業・金融課	058-272-8374
三重県	雇用経済部	サービス産業振興課	059-224-2534
富山県	商工労働部	経営支援課	076-444-3247
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1525
福井県	産業労働部	産業政策課	0776-20-0366
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3733
京都府	商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-5103
大阪府	商工労働部	中小企業支援室経営支援課	06-6210-9494
兵庫県	産業労働部	産業振興局経営商業課	078-362-9184
奈良県	産業・雇用振興部	産業政策課	0742-27-7005
和歌山県	商工観光労働部	企業振興課	073-441-2760
鳥取県	商工労働部	経済産業総室	0857-26-7243
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-5288

岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7354
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3370
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3180
徳島県	商工労働部	企業支援課	088-621-2369
香川県	商工労働部	産業政策課	087-832-3348
愛媛県	経済労働部	産業支援局経営支援課	089-912-2484
高知県	商工労働部	工業振興課	088-823-9720
福岡県	商工部	中小企業振興課 新事業展開支援室	092-643-3449
佐賀県	農林水産商工本部	新産業・基礎科学課	0952-25-7129
長崎県	産業労働部	産業振興課	095-895-2634
熊本県	商工観光労働部	産業支援課	096-333-2319
大分県	商工労働部	経営金融支援室	097-506-3223
宮崎県	商工観光労働部	産業振興課	0985-26-7114
鹿児島県	商工労働水産部	経営金融課	099-286-2944
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

4(4)『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組に対する支援を行います。

対象となる方

下請取引[※]を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成又は役務の提供の委託

支援内容

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

(1) 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖等が予定されている地域の下請中小企業が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための試作開発、展示会出展等に係る費用の一部の補助を受けることができます。

- ・補助金額 上限500万円
- ・補助率 2/3以内

(2) 下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、連携グループが共同で行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等に係る費用の一部の補助を受けることができます。

- ・補助金額 上限2,000万円
- ・補助率 2/3以内

2. 下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、振興基準の周知、振興事業計画や特定下請連携事業計画への支援等により、下請中小企業の振興を図るものです。

(1) 「振興基準」とは

下請取引の発注方法、取引対価の決定方法、下請代金の支払方法等の改善など、下請取引を行う際の様々な場面において、下請事業者と親事業者がよるべき一般的な基準を経済産業大臣が定めたもので、下請事業者の努力と親事業者の協力の方向性が示されています。

これにより、不公正、不透明な取引が防止され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の下に、協力関係が築かれることが期待されます。

(2) 「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

①高度化資金貸付(独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県)

工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付

②中小企業信用保険法の特例(金融機関又は信用保証協会)

事業に必要な資金について、流動資産担保保険の特例措置があります。

- ・付保限度額の別枠化(2億円→4億円)
- ・保険料率の引き下げ(0.46%→0.29%)

(3)「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、特定親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、次の支援措置が活用できます。

- ① 補助金(下請中小企業自立化基盤構築事業):上限2,000万円(補助率2/3以内)
- ② 日本政策金融公庫による低利融資(設備資金、長期運転資金)
- ③ 中小企業信用保険法の特例(普通保険, 無担保保険, 特別小口保険の別枠化等)
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)

ご利用方法

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。外部有識者で構成される審査委員会における審査により採択先を決定し、採択の結果を通知します。

2. 振興事業計画及び特定下請連携事業計画を通じた支援

上記支援策の利用を希望される場合には、計画の承認に加え、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

※特定下請連携事業計画についての詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>

問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業庁取引課	03-3501-1669
北海道経済産業局中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0296
中部経済産業局中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局下請取引適正化推進室	06-6966-6037
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業課	092-482-5450
内閣府沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

4(5) 『新しい取引先を開拓したい』

下請取引あっせん事業

最低賃金上昇に伴う固定費増大の中、生産性を向上させるべく、中小企業・小規模事業者の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行います。

対象となる方

新たな取引先を開拓したいと考えている中小企業

支援内容

【下請取引あっせん】

各都道府県中小企業支援センターの職員等が、県内外において、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った取引先をあっせんします。

【ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)】

BMSとは、取引先の開拓や販路拡大等を支援するインターネット上の取引あっせんシステムです(<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>)。

登録後は、受・発注情報や販路開拓のための企業情報等を自由に閲覧することができ、取引したい案件や企業に対して、システムを経由して直接申込みを行うことができます。また、自社の得意とする技術や保有する設備、仕上がった製品の写真等を掲載し、自社のPRを行うこともできます。(登録料・利用料は無料)

希望する場合は、海外に情報を発信することも可能です。

ご利用方法

【下請取引あっせん】

発注または受注を希望する企業は、都道府県中小企業支援センターに登録して下さい。都道府県中小企業支援センターから受・発注情報等を提供し、取引先を紹介致します。(登録料・紹介料は無料)

【ビジネス・マッチング・ステーション】

上記のビジネス・マッチング・ステーション入会申込画面よりご登録下さい。

インターネット環境が未整備の場合は、各都道府県中小企業支援センターにご相談ください。

問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業庁取引課	03-3501-1669
(公財)全国中小企業取引振興協会	03-5541-6688
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2406
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5623
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6501
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7883
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5067
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3068
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5603
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1140
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7407
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8328
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3235
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114

(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7704
(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)大分県産業創造機構	097-534-5019
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

4(6)『人材育成や経営能力の向上を図りたい』

中小企業大学校の研修

経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦してみませんか。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

- 経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修(計200人)
- 経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修(計8,800人)
- グローバル化、IT経営等の課題に対応した研修(計500人)



※()内は、平成27年度計画人数。(全国9カ所の中小企業大学校設置箇所)

ご利用方法

- ・研修は通年行われています。研修のプログラムについては、ホームページから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
- ・受講者の募集は、各研修開講の約2～3ヶ月前から行っています。
- ・ご不明な点は、中小企業基盤整備機構 経営支援部 人材支援グループ 人材支援企画課にお問い合わせください。

問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業基盤整備機構 経営支援部 人材支援グループ 人材支援企画課	03-5470-1560

4(7)『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業投資促進税制

最低賃金引上げにより、中小企業・小規模事業者の固定費増大が見込まれる中、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援として、機械・装置その他の対象設備・資産を導入された際に、税制の特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人企業(中小企業)等、従業員数が1000人以下の個人(税法上の中小企業者等)

※ただし、料理店その他飲食店業のうち料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブなど、サービス業のうち物品賃貸業・娯楽業(映画業を除く)又は性風俗関連特殊営業に該当する事業等を営んでいる税法上の中小企業者等は除かれます。

対象となる設備・資産

下記の表の設備が対象となります。なお、生産性の向上に資する一定の設備(「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの。)の取得等をし、事業の用に供した場合には、30%の特別償却が即時償却に、7%の税額控除が10%に、資本金3000万円超1億円以下法人にも7%の税額控除が適用される、上乘せ措置が受けられます。

対象設備	最低取得価額等	通常措置	上乘せ措置	
			先端設備※4	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備※5
機械装置	1台 160 万円以上	適用あり	適用あり	適用あり
測定工具・検査工具	1台 120 万円以上 (複数合計 120 万円以上を含む※1)	適用あり	適用なし	適用あり
一定の電子計算機	1台 120 万円以上 (複数合計 120 万円以上を含む※2)	適用あり	適用あり(サーバー用の電子計算機(ソフトウェア(OS)と同時に取得又は製作をされるものに限る。))	適用あり
一定のデジタル複合機	1台 120 万円以上	適用あり	適用なし	適用あり
試験又は測定機器	1台 120 万円以上 (複数合計 120 万円	適用あり	適用あり	適用あり

	以上を含む※1)			
一定のソフトウェア	1のソフトウェアが70万円以上 (複数合計70万円以上を含む※3)	適用あり	適用あり(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。)	適用あり
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上	適用あり	適用なし	適用なし
内航船舶	対象は取得価額の75%	適用あり	適用なし	適用なし

※1 1台30万円以上であることが必要。

※2 複数合計120万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、1台30万円以上であることが必要。

※3 複数合計70万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、1のソフトウェアが30万円以上であることが必要。

※4・5 「先端設備」、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、次頁の要件をそれぞれ満たす設備です。

先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
①最新モデルであること(ソフトウェア組込型機械装置の場合は一代前モデルも含む) ②旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上するもの(※ソフトウェアについては本要件を満たす必要はありません) ③取得価額要件を満たすこと	①税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたもの ②取得価額要件を満たすこと

措置の内容

特別償却や税額控除が受けられます。また、前頁のとおり、生産性の向上に資する一定の設備の取得等をした場合は、即時償却や最大10%の税額控除の上乗せ措置が適用できます。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。

対象者	通常措置 (生産性向上に資する一定の設備以外)		上乗せ措置 (生産性向上に資する一定の設備)	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
・従業員1000人以下の個人事業者 ・資本金3千万円以下の中小企業等	30%	7%	即時償却	10%

・資本金3千万円超1億円以下の 中小企業	30%	適用なし	即時償却	7%
-------------------------	-----	------	------	----

手続の流れ

(通常措置、上乗せ措置共通)

- (1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (2) 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

(上乗せ措置のみ)

- (1) 「先端設備」については、設備メーカーが工業会等において先端設備の該当要件を満たしていることを確認し、工業会等から証明書を発行してもらい、設備を取得等する事業者へ転送し、事業者が証明書を確定申告書に添付することを基本的な枠組みとしています。
- (2) 「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」については、投資計画を策定し、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認を受けた上で、経済産業局の確認を取る必要があります。

適用期間

平成 29 年 3 月 31 日まで

※上乗せ措置については、産業競争力強化法施行日(平成 26 年1月 20 日)以降に取得等した設備について適用対象となります。

お問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号
北海道経済産業局地域経済課	011-709-1782
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局中小企業課	052-951-0521
中部経済産業局北陸支局産業課	076-432-5401
近畿経済産業局中小企業課	06-6966-6065
中国経済産業局地域経済課	082-224-5684
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局企業支援課	092-482-5435
内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	098-866-1755
中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803

5(1)『賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

所得拡大促進税制

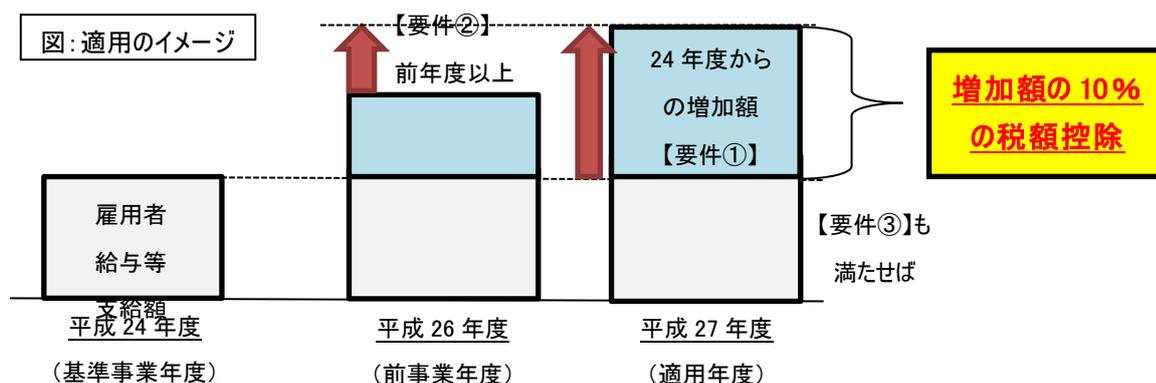
従業員への給与等の支給額を基準事業年度から一定割合以上増加させた場合、増加額の10%を法人税等から税額控除を受けることができます。

対象となる方

適用要件を満たす、青色申告を行う全ての法人・個人事業主が所得拡大促進税制を活用することができます。(業種による制限はありません。)

支援内容

基準事業年度から一定割合以上、雇用者給与等支給額(国内雇用者に対する給与等の支給額の総額)を増加させる等の要件を満たした場合、増加の10%を法人税(個人の場合は所得税)から税額控除を受けることができます。(上限は法人税額の10%(中小企業者等は20%))



ご利用方法

制度利用に際して、事前申請は必要ありません。確定申告の際、申告書に明細書を添付してください。明細書は、下記ホームページでダウンロード可能です。

適用要件

ご利用にあたっては、下記の3つの要件を全て満たす必要があります。

○まずは「適用年度」、「基準事業年度」、「前事業年度」の3つの事業年度について確認します。

- ・ 適用年度……実際に税制の適用を検討している事業年度をいいます。
- ・ 基準事業年度……平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度直前の事業年度をいいます(基準事業年度は、適用1年目でも、2年目以降でも、また適用3年目に初めて使用する場合も変わりません)。
- ・ 前事業年度……適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

<要件①>雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合増加していること。

「雇用者給与等支給額」とは、適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」(役員及びその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者)に対する「給与等」の支給額をさします。適用年度の雇用者給与等支給額が、基準事業年度の雇用者給与等支給額(「基準雇用者給与等支給額」といいます)と比較して一定割合(※1)以上増えていることを確認します。

※1 各事業年度で必要となる増加割合

事業年度	増加要件(カッコ内は中小企業者)
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	2%(2%)
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%(3%)
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%(3%)
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%(3%)

<要件②>適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること。

「雇用者給与等支給額」が、前事業年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額(「比較雇用者給与等支給額」といいます)以上であることを確認します。

<要件③>平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること。

「平均給与等支給額」を計算するにあたって、まず雇用者給与等支給額の内、雇用保険法の一般被保険者である継続雇用者(適用年度と前事業年度において給与等の支給がある国内雇用者)に係る金額の合計を、適用年度と前事業年度でそれぞれ計算します。その額から、高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の対象者に支給された給与等を引いた値を算出します。(「継続雇用者給与等支給額」といいます)

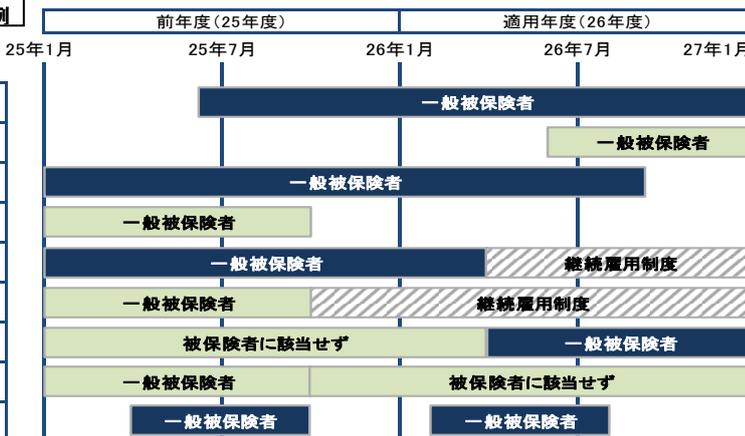
次に、各月ごとの給与等の支給の対象となる「月別支給対象者数」(継続雇用者給与等支給額にかかる継続雇用者の数)を数えます。同一の継続雇用者が、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給を受けた場合は、その月のその継続雇用者は1人と数えます。

最後に「継続雇用者給与等支給額」を「月別支給対象者数」で割り、前事業年度と適用年度の「平均給与等支給額」を計算します。そして適用年度の平均給与等支給額が前事業年度を上回っていることを確認します。

12月末締め企業における継続雇用者の例

継続雇用者給与等支給額の計算に含まれる者

25年6月:新規採用
26年6月:新規採用
26年10月:退職
25年10月:退職
26年4月:60歳定年退職
26年4月:継続雇用制度※
25年10月:60歳定年退職
25年10月:継続雇用制度※
26年4月:一般被保険者への転換
25年10月:65歳定年退職
25年10月:再雇用※
25年4月~10月及び26年2月~8月にかけて週20時間以上アルバイト



上記3つの要件を全て満たした場合、「支援内容」に記載した税額控除をうけることが出来ます。

経済産業省のホームページでより詳しい解説をご確認いただけます。

※申請に必要な明細書及び当税制を解説するパンフレット等を掲載しております。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

お問い合わせ先

【最寄の経済産業局】

・北海道経済産業局	地域経済課	:011-709-1782
・東北経済産業局	地域経済課	:022-221-4876
・関東経済産業局	産業人材政策課	:048-600-0358
・中部経済産業局	産業技術・人材・情報政策課	:052-951-2774
・中部経済産業局 北陸支局	地域経済課	:076-432-5518
・近畿経済産業局	地域経済課	:06-6966-6011
・中国経済産業局	地域経済課	:082-224-5684
・四国経済産業局	地域経済課	:087-811-8513
・九州経済産業局	産業人材政策課	:092-482-5504
・沖縄総合事務局	地域経済課	:098-866-1730

【経済産業省】

・経済産業政策局産業人材政策室		:03-3501-2259
-----------------	--	---------------

5(2)『賃上げ企業に対する補助金等の優先採択を認める事業を知りたい』

賃上げ企業に対する補助金等の優先採択を認める事業

経済の好循環を実現し、アベノミクスの効果を全国津々浦々まで浸透させるため、給与総額を上げた又は上げる企業・処遇改善に取り組む企業を、補助金採択審査において加点します。

対象となる方

- ・(最低賃金の引上げにより)従業員の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者
- ・企業による従業員向けの教育訓練費支出総額が給与支給総額の1%以上を占める中小企業・小規模事業者

※補助金の対象については、個別の予算事業ごとにご確認ください。

加点が認められるための要件

以下のいずれかの取組を行っている企業に対して、補助金等の採択にあたり、審査点を加点している。

- ①平成26年度において、企業による従業員向けの教育訓練費支出総額(外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校の授業料などに対する企業による補助総額)が給与支給総額の1%以上である企業
- ②以下のいずれも満たす賃上げを実施している企業
 - ・平成26年の給与支給総額が、25年と比較して1%以上増加
 - ・平成27年の給与支給総額を26年と比較して増加させる計画
- ③平成27年の給与支給総額を26年と比較して1%以上増加させる計画を有し、従業員に表明している企業

※医工連携事業化推進事業については、上記の要件と異なるため、募集要項を御確認の上、担当課にお問い合わせ下さい。

優先採択を認める予算事業一覧

ものづくり・商業・サービス革新補助金

概要

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業者を支援します。

対象となる事業者・支援内容

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件のいずれかを満たすこと。

(1)革新的サービス

(補助金額 一般型 1,000 万円、コンパクト型 700 万円、補助率 2/3 以内)

○中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%以上の向上を達成する計画であること。

○どのように他者と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。

(2)ものづくり技術(補助金額 1,000 万円、補助率 2/3 以内)

○我が国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」12分野の技術を活用した事業であること。

○どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けていること。

(3)共同設備投資

(補助金額共同体で 5,000 万円 (500 万円/社)、補助率 2/3 以内)

○本事業に参画する事業実施企業により構成される組合等が事業管理者となり、複数の事業実施企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、事業実施企業全体の3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%以上の向上を達成する計画であること。

○どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けていること。

お問合せ先

・全国中小企業団体中央会

電話:03-3523-4901

革新的ものづくり産業創出連携促進事業

概要

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の 12 技術)の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

対象となる方

特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、経済産業大臣の認定を受けた方

支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の 12 技術)の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

- ・補助金額: 初年度 4,500 万円以下/テーマ
うち、大学・公設試等の初年度合計額 1,500 万円以下
- ・補助率: 中小企業・小規模事業者等:2/3 以内 大学・公設試等:定額補助
- ・事業期間:2~3 年

お問合せ先

中小企業庁技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

JAPANブランド育成支援事業

概要

複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自ら持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等を行うプロジェクトを支援することにより、中小企業・小規模事業者の海外販路開拓の実現を図ります。

対象となる方

商工会、商工会議所、組合、NPO 法人、中小企業・小規模事業者 (4 者以上)等

支援内容

- ①戦略策定段階への支援(定額補助 :200 万円を上限)
自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1 年間に限り支援を実施します。
- ②ブランド確立段階への支援(2/3 補助 :2000 万円を上限)
具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、最大 3 年間の支援を実施します。

お問合せ先

- ①, ②については各経済産業局中小企業課等

地域資源活用の促進

概要

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法)」に基づいて、中小企業者等が、地域資源を活用した商品・サービスの開発・販路開拓を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた場合、当該事業計画に係る費用について補助を行います。

対象となる方

中小企業者等が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた者。

支援内容

ふるさと名物応援事業補助金(消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等)

補助上限 :500 万円、補助率 :2/3 以内

試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局中小企業課等
- ・中小企業庁創業・新事業促進課電話 03-3501-1767(直通)

農商工等連携の支援

概要

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」に基づき、中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた場合、当該事業計画に係る費用について補助を行います。

対象となる方

- ①農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)

補助上限:500 万円(補助率 2/3 以内) 試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局中小企業課等
- ・中小企業庁創業・新事業促進課電話 03-3501-1767(直通)

新分野(異分野連携)の支援

概要

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)」に基づき、異なる分野の中小企業者が連携して、それぞれの経営資源を持ち寄って行う新商品、新サービスの開発、販路開拓等を行う「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成し、国の認定を受けた場合、当該事業計画に係る費用について補助を行います

対象となる方

新たな事業活動に取り組もうとする異分野の中小企業者(2者以上)であって、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

ふるさと名物応援事業補助金(地域間連携型新連携支援事業)

補助上限:1,000万円(補助率 2/3 以内)

試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局中小企業課等(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁創業・新事業促進課電話 03-3501-1767(直通)

医工連携事業化推進事業

概要

優れたものづくり技術(切削、精密加工、コーティング等)を有する中小企業等と、医療現場の課題を有する医療機関や研究機関等とが連携した「医工連携」による医療機器等の開発・事業化を行う際、委託金を受けることができます。

対象となる方

我が国医療現場の課題を解決し、かつ、医療機器産業強化に資する医療機器等の開発・評価等を実施し、事業化に取り組む中小企業等

支援内容

中小企業の優れたものづくり力を活用し、医療現場における課題解決に資する医療機器等について、ものづくり中小企業者を含む、医療機関、研究機関等からなる共同体によって実施される試作品製作、非臨床試験、臨床試験、治験等の事業化に向けた取り組みを支援します。

お問い合わせ先

国立研究開発法人日本医療研究開発機構産学連携部医療機器研究課

電話:03-6870-2213(直通)

ホームページ <http://www.amed.go.jp/program/list/02/01/031.html>

海外ビジネス戦略推進支援事業

概要

海外市場での事業展開に向けた海外展開事業計画の策定や Web サイトを活用した海外販路開拓等を支援します。

対象となる方

海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者(2社以上のグループも含む。)、組合

支援内容

中小企業基盤整備機構(中小機構)では、海外市場への投資や販路開拓等、海外展開を検討する中小企業・小規模事業者の実現可能性 (F/S)調査に加え、自社の Web サイトの外国語化等を支援します。

【補助金額、補助率】

-補助金(上限額):160 万円

-補助率:補助対象経費の 2/3 とします

-補助対象経費:市場調査費、翻訳費、旅費、通訳費など

お問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)

販路支援部販路支援課海外展開支援担当

電話 :03-5470-1522(直通)

Fax:03-5470-1527

Email: kei-kokusai@smrj.gojp

URL:[http:// www.smrj.gojp/keiei /kokusai /](http://www.smrj.gojp/keiei/kokusai/)

下請中小企業が連携して行う販路開拓事業

概要

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

下請取引(物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成又は役務の提供の委託)を行う中小企業の方

支援内容

下請中小企業・小規模事業者自立化支援補助金

(1)下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、下請事業者同士が共同で行う勉強会、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

-補助金額上限 2, 000 万円

-補助率 2/3 以内

(2) 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小などにより売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

-補助金額上限 500 万円

-補助率 2/3 以内

お問合せ先

中小企業庁取引課 TEL:03-3501-1669(直通)

各経済産業局中小企業課

地域ネットワーク活用海外展開支援事業

概要

複数の地域支援機関によるネットワークの支援を受けつつ、中小企業・小規模事業者のグループが行う、海外展開を目指す事業を支援します。

対象となる方

海外展開を目指す中小企業・小規模事業者 4 者以上で構成されるグループ(以下「中小企業グループ」といいます。)。この他、商工会、商工会議所、事業協同組合、社団法人、財団法人などもグループに加えることができます。

支援内容

中小企業グループが、地域支援機関等によるネットワークの支援を受けつつ、各地域の資源や産業等の特色を活かしながら海外展開を目指す、海外の情報収集を目的とした調査、海外からのバイヤー招喚、海外企業とのマッチング、商談会・展示会への出展等を支援します。

-補助金(上限額):2,000 万円

-補助金(下限額):100 万円

-補助率:補助対象経費の 2/3 とします。

お問い合わせ先

-各経済産業局国際課等

-中小企業庁創業・新事業促進課海外展開支援室電話:03-3501-1767(直通)

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって、経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援します。複数の事業者が連携した取り組みについても支援するとともに、雇用の増加や従業員の処遇改善の取り組みや、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業者については、より重点的に支援します。

ご利用方法

平成27年度版中小企業施策利用ガイドブックの該当ページをご参照ください。

URL : http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h27/150408gbookall.pdf

6 (1)『経営者保証を提供せずに資金を借りたい、

個人保証債務の整理について相談したい』

個人保証なしで借入れを実現したり、生活基盤を残しながら個人保証を整理したりするためのガイドラインができました。ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に応じるとともに、ガイドラインの利用をご希望の方には、必要に応じて無料で中小機構から専門家を派遣しアドバイスします。また、政府系金融機関等でも経営者保証を求めない資金繰り支援を強化しています。

対象となる方

■ 専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

- ・ 経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方
- ・ 中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

■ 経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者]

中小企業の経営内容に応じて、経営面や財務面についての約束(財務制限条項等)を締結していただける方(※1)

[小規模事業者] (※1)(※2)

- ① 税務申告を2期以上実施し、日本公庫(国民生活事業)から事業資金による借入を1年以上受けており、直近1年間、返済に遅延がないこと、
 - ② 法人与経営者個人の資産・経理の明確な分離等について外部専門家の確認を受けていること、
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能と判断できること、
 - ④ 中小会計を適用していること、
 - ⑤ 財務制限条項を含む特約を締結すること
- 等の要件を満たす方

(※1) 対象となる方に一定の要件がございますので、詳細は日本公庫にお問い合わせ下さい。

(※2) 他にも、マル経融資(経営改善資金)や新創業融資制度等、経営者保証によらない融資を取り扱っております。

支援内容

■ 専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

- ・経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、
 - ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
 - ②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産 99 万円に加え、年齢等に応じて 100 万円-360 万円）を残すことや、「華美でない自宅」に住み続けられることなどを検討すること
 - ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。
- ・第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取扱いとなります。
- ・ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ、窓口相談に応じるとともに、必要に応じて中小機構から適切なアドバイスが可能な専門家を派遣しアドバイスします。なお、都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部でも、ガイドラインに基づく保証債務の整理に関するご相談に応じます。

■ 経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者向け][日本公庫(中小企業事業)]

- ・経営責任者の方の保証を免除(※4) 又は猶予(※5)します。
 - ・貸付限度額: 制度ごとに定められた限度額(※6)
 - ・加算利率(※7): 上乗せ無し~0.4%(免除制度)、上乗せ無し~0.1%(猶予制度)
 - ・貸付期間: 制度ごとに定められた期間
- (※4) 公庫が適切と認める財務制限条項(2 期連続減価償却前経常赤字または債務超過にならない等)を含む特約条項を締結していただきます。
- (※5) 定期的な経営状況の報告など一定の特約を締結していただきます。(特約に違反した場合は保証債務が発生します。)
- (※6) 過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。
- (※7) 事業承継・集約・活性化支援資金、新企業育成貸付(一部資金を除く)を利用し、一定の要件を満たす方等は上乗せ金利が免除されます。

[小規模事業者向け]【日本公庫(国民生活事業)】

- ・経営責任者の方の保証を免除します。
- ・貸付限度額: 制度ごとに定められた限度額(※8)
- ・加算利率(※9): 制度ごとに定められた利率に0.3%の上乗せ
- ・貸付期間: 制度ごとに定められた期間(※8)

(※8) 過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。

(※9) 事業承継・集約・活性化支援資金、新企業育成貸付(一部資金を除く)を利用し、一定の要件に該当する方は、上乗せ利率が免除されます。

ご利用方法

■ 専門家派遣制度

お近くの中小企業基盤整備機構地域本部、商工会・商工会議所、認定支援機関等にご連絡下さい。

■ 経営者保証を不要とする融資制度

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

■ 経営者保証に関するご相談・専門家派遣制度

- ・(独)中小企業基盤整備機構 地域本部等

北海道 011-210-7471 東北 022-716-1751 関東 03-5470-1620

中部 052-220-0516 北陸 076-223-5546 近畿 06-6264-8611

中国 082-502-6555 四国 087-811-1752 九州 092-263-0300 沖縄 098-859-7566

- ・商工会一覧: http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

- ・商工会議所一覧: <http://www5.cin.or.jp/ccilist>

- ・認定支援機関一覧:

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

- ・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部

■ 経営者保証を不要とする融資制度

日本政策金融公庫: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫: 098-941-1795

6(2)『望ましい取引関係を構築したい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成又は役務の提供の委託

策定業種

16業種で策定しています。

【経済産業省所管業種】

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

【国土交通省所管業種】

建設、トラック運送

【総務省所管業種】

放送コンテンツ

掲載内容

親事業者が守らなければいけない下請取引のルール、下請代金法等の違反行為、望ましい取引事例(ベストプラクティス)を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>)からご覧いただけます。

また、下請ガイドラインの説明会も年間約200回開催予定です。

開催日程が決定したものは順次中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm>)に掲載していきます。

お問い合わせ先

【下請ガイドラインの一般的なご質問】

中小企業庁取引課 TEL: 03-3501-1669

【各業種ガイドラインのご質問】

(経済産業省所管業種)

TEL: 03 3501-1511 (経済産業省代表)

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

(国土交通省所管業種)

TEL: 03 5253 8111 (国土交通省代表)

建設、トラック運送

(総務省所管業種)

TEL : 03 5253-5111 (総務省代表)

放送コンテンツ

6(3)『会計の質を向上させたい』

中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領(以下、「中小会計要領」という。)」や「中小企業の会計に関する指針(以下、「中小会計指針」という。)」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」、「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社(下記を除く)

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ・会計監査人を設置する会社及び子会社

(※)「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」、「中小会計指針」が利用できる会社】

- ・特例有限会社
- ・合名会社
- ・合資会社
- ・合同会社

支援内容

■ 中小企業の会計に関するパンフレットの作成・配布

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配布を行っています。中小企業庁のホームページから無料でダウンロードや郵送のご請求ができます。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>)

■ 中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■ 信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品

信用保証協会では、「中小会計要領」を適用して財務諸表を作成したことを税理士(もしくは税理士法人)又は公認会計士(もしくは監査法人)が確認した中小企業に対して、保証料率を0.1%割引する制度を取り扱っています。

また、日本政策金融公庫では、中小企業事業及び国民生活事業において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用する中小企業に対し、貸付利率を引き下げる制度を取り扱っています。

お問い合わせ先

中小企業庁財務課 TEL:03-3501-5803

6(4)『サービス事業者の生産性向上のヒントがほしい』

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

売上げ向上や業務の効率化を実現する 10 項目の手法と、取組事例を紹介します。

対象となる方

売上の向上や業務の効率化を通じて、人手不足の状況下でも事業を成長させるため、どのような取組を行えば良いかのヒントを探している事業者。特に、中小企業 385 万社の約 8 割を占めるサービス事業者の方。

※農林水産業、鉱業、製造業、建設業以外の第三次産業は、広義のサービス業です。

支援内容

事業者の抱える経営課題を解決する方向性を、「付加価値向上」と「効率の向上」の2つに大別し、それぞれを実現するための 10 項目の手法を示しています。また、取組の参考となる 15 業種 45 事例も掲載しています。自社の目標や課題に合致する手法を選択し、このガイドラインを参考にしながら取り組むことによって、生産性の向上につながります。

ご利用方法

こちらのホームページに「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」本文を掲載しています。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局サービス政策課電話 :03—3580—392

6(5)『円満に自分の事業を引継ぎたい』

事業引継ぎガイドライン

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進む中、少子化等の影響から、親族内での後継者の確保が厳しさを増しており、M&A等による事業引継ぎの必要性が年々高まってきています。後継者のいない中小企業・小規模事業者の皆様方が安心してM&A等を活用することができるよう、「事業引継ぎガイドライン」は、M&Aの手続きや、手続フロー毎の利用者や仲介業者・アドバイザー等の役割・留意点、トラブル発生時の対応等を詳細に記載しています。また、「事業引継ぎハンドブック」は、事業者の皆様方がM&A等を活用する際の手引き書となるよう、利用者目線でガイドラインを分かりやすくまとめたものです。

対象となる方

後継者のいない中小企業・小規模事業者

支援内容

後継者のいない中小企業・小規模事業者の皆様方が安心してM&A等による事業引継ぎを活用することができるよう、第1章では事業承継は計画的な取り組みが大切であることや事業承継の類型毎の事前準備の重要性について、第2章では後継者不在の事業者が会社に引継ぐ場合の仲介者・アドバイザーのM&Aに係る手続きフローと事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎの手続きフローについて、第3章では個人に引継ぐ場合の事業引継ぎ支援センターにおける「後継者人材バンク」事業の手続きフローについて、第4章では事業引継ぎの実施過程や引継ぎ終了後にトラブル等が発生した場合の対応をそれぞれご紹介しています。

ご利用方法

本文は下記URLにて掲載されております。

(事業引継ぎガイドライン)

M&Aや事業引継ぎ等の利用者の役割・留意点を確認したい方にお使い頂けます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2015/150407hikitugi1.pdf>

(事業引継ぎガイドブック)

M&Aや事業引継ぎの初歩を知りたい方にお使い頂けます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2015/150407hikitugi2.pdf>

(事業引継ぎチラシ)

まず事業引継の窓口等を知りたい方にお使い頂けます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2015/150407hikitugi3.pdf>

お問い合わせ先

中小企業庁財務課 [TEL:03-3501-5803](tel:03-3501-5803)

(参考)

平成27年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効年月日)
北海道	764 (748)	16	(平成27年10月8日)
青 森	695 (679)	16	(平成27年10月18日)
岩 手	695 (678)	17	(平成27年10月16日)
宮 城	726 (710)	16	(平成27年10月3日)
秋 田	695 (679)	16	(平成27年10月7日)
山 形	696 (680)	16	(平成27年10月16日)
福 島	705 (689)	16	(平成27年10月3日)
茨 城	747 (729)	18	(平成27年10月4日)
栃 木	751 (733)	18	(平成27年10月1日)
群 馬	737 (721)	16	(平成27年10月8日)
埼 玉	820 (802)	18	(平成27年10月1日)
千 葉	817 (798)	19	(平成27年10月1日)
東 京	907 (888)	19	(平成27年10月1日)
神奈川	905 (887)	18	(平成27年10月18日)
新 潟	731 (715)	16	(平成27年10月3日)
富 山	746 (728)	18	(平成27年10月1日)
石 川	735 (718)	17	(平成27年10月1日)
福 井	732 (716)	16	(平成27年10月1日)
山 梨	737 (721)	16	(平成27年10月1日)
長 野	746 (728)	18	(平成27年10月1日)
岐 阜	754 (738)	16	(平成27年10月1日)
静 岡	783 (765)	18	(平成27年10月3日)
愛 知	820 (800)	20	(平成27年10月1日)
三 重	771 (753)	18	(平成27年10月1日)
滋 賀	764 (746)	18	(平成27年10月8日)
京 都	807 (789)	18	(平成27年10月7日)
大 阪	858 (838)	20	(平成27年10月1日)
兵 庫	794 (776)	18	(平成27年10月1日)
奈 良	740 (724)	16	(平成27年10月7日)
和歌山	731 (715)	16	(平成27年10月2日)
鳥 取	693 (677)	16	(平成27年10月4日)
島 根	696 (679)	17	(平成27年10月4日)
岡 山	735 (719)	16	(平成27年10月2日)
広 島	769 (750)	19	(平成27年10月1日)
山 口	731 (715)	16	(平成27年10月1日)
徳 島	695 (679)	16	(平成27年10月4日)
香 川	719 (702)	17	(平成27年10月1日)
愛 媛	696 (680)	16	(平成27年10月3日)
高 知	693 (677)	16	(平成27年10月18日)
福 岡	743 (727)	16	(平成27年10月4日)
佐 賀	694 (678)	16	(平成27年10月4日)
長 崎	694 (677)	17	(平成27年10月7日)
熊 本	694 (677)	17	(平成27年10月17日)
大 分	694 (677)	17	(平成27年10月17日)
宮 崎	693 (677)	16	(平成27年10月16日)
鹿 児 島	694 (678)	16	(平成27年10月8日)
沖 縄	693 (677)	16	(平成27年10月9日)
全国加重平均額	798 (780)	18	

※ 括弧書きは、平成26年度地域別最低賃金額